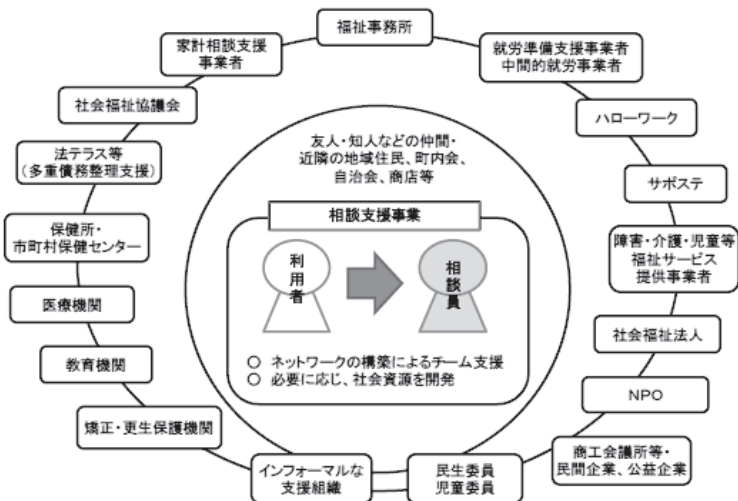


現在、相談モデル事業の窓口は川崎駅前であり、横に長い川崎の地形から、誰もが気軽に相談に出かけられる場所ではありません。今回は、保

護世帯が多い地域にとり、現状からの選択とのことでした。市の北部に暮らす相談者が川崎市では昨年から準備を始め、12月に川崎市生活自立センター仕事相談センターがオープンしました。川崎市の生活保護世帯は約600億、保護費の割合は一般会計約6000億の1割を占めています。生活保護の一手前の支援をしていくことで、水際作戦ではない自立につなげる支援が求められます。

新たな相談支援事業と関係機関のネットワーク(イメージ)



出典：厚生労働省ホームページ

就労支援を多様に広げる

生活困窮者自立支援法と川崎市の取り組み

2013年に制定された「生活困窮者自立支援法」を受け、2015年の各市町村での本格実施の前に、政令市を中心にモデル事業が始まっています。

また、就労への誘導も一般就労だけでなく、困難を抱える方には中間的就労も含めた多様な支援が必要です。

崎駅までいくには、交通費もかかります。センターでは出かけて相談を受けるというサービスもしていますが、誰もが気軽に相談出来るように各区にサテライトのような相談窓口をおくなど、きめ細かな対応も求められます。

食品表示・遺伝子組み換え食品の現状

2013年、食品表示法が成立しました。食品表示は消費者が食品を選ぶ時の重要な情報です。宮前ネットは、2014年7月18日に宮前市民館の会議室で食の安全に関する学習会を開催しました。

・遺伝子組み換え食品の現状は

知らずに食べていることが増えている遺伝子組み換え食品ですが、日本で販売や流通が認められているものは大豆、ナタネ、とうもろこし、じゃがいもなど8種類の作物と7種類の食品添加物です。しかし表示義務は重量比などで限られ、重量5%以下であれば対象外となり表示されません。飼料用に輸入されるととうもろこしなども表示対象外です。EUのように全食品が表示されるべきですし許容量ももっと低くするべきです。

・消費者の権利を守る

2013年6月末これまでのJAS法、食品衛生法、健康増進法をまとめ食品表示法が成立しました。具体的には成立から2年以内に原材料や添加物栄養成分などの表示方法の統一が図られ

ます。遺伝子組み換え食品など産地表示が明確にできるのが今後重要になります。また、消費者の権利を基本理念にあげていますが、改めて消費者が食品を選択するときに徹底した情報開示ができるのかを伝えていく必要があります。これからもこうした学習会を通して多くの市民の皆さんと提案していきます。

遺伝子組み換え食品表示、日本とEUの比較

食品表示を考える市民ネットワーク

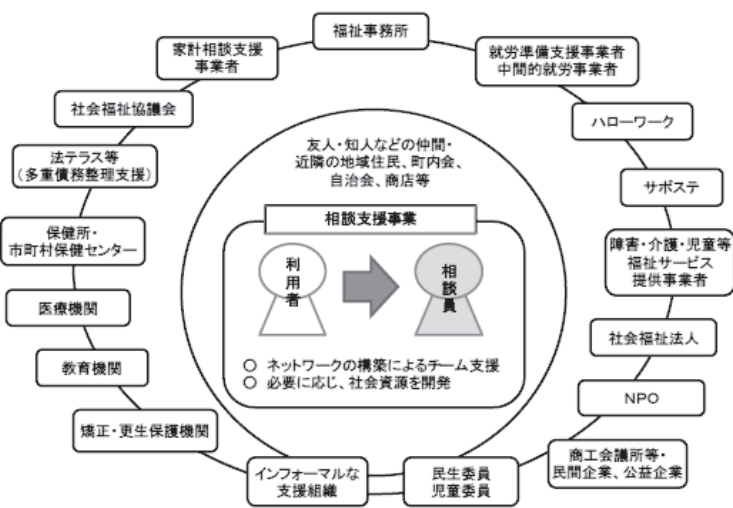
	日本	EU
対象食品	大半の食品が表示の対象外	全食品表示
原料の対象品目	原材料の上位3品目(重量比5%以上に限定)	限定なし
意図せざる混入の許容率	5%	0.9%
外食	表示の対象外	表示の対象、メニューに表示
飼料	表示の対象外	表示の対象
わかりやすさ	「使用」「不分別」「不使用」の表示のほか、表示なしがあり、使っているか否かがわからない	「GMO表示」または表示なし(表示なしは不使用)

現在、相談モデル事業の窓口は川崎駅前であり、横に長い川崎の地形から、誰もが気軽に相談に出かけられる場所ではありません。今回は、保

護世帯が多い地域にという現状からの選択とのことでした。市の北部に暮らす相談者が川崎市では昨年から準備を始め、12月に川崎市生活自立センター仕事相談センターがオープンしました。

川崎市では昨年から準備を始め、12月に川崎市生活自立センター仕事相談センターがオープンしました。川崎市の生活保護世帯は約600億、保護費の割合は一般会計約6000億の1割を占めています。生活保護の一手前前の支援をしていくことで、水際作戦ではない自立につなげる支援が求められます。

新たな相談支援事業と関係機関のネットワーク(イメージ)



出典：厚生労働省ホームページ

就労支援を多様に広げる

生活困窮者自立支援法と川崎市の取り組み

2013年に制定された「生活困窮者自立支援法」を受け、2015年の各市町村での本格実施を前に、政令市を中心にモデル事業が始まっています。

また、就労への誘導も一般就労だけでなく、困難を抱える方には中間的就労も含めた多様な支援が必要です。

食品表示・遺伝子組み換え食品の現状

2013年、食品表示法が成立しました。食品表示は消費者が食品を選ぶ時の重要な情報です。宮前ネットは、2014年7月18日に宮前市民館の会議室で食の安全に関する学習会を開催しました。

・遺伝子組み換え食品の現状は

知らずに食べていることが増えている遺伝子組み換え食品ですが、日本で販売や流通が認められているものは大豆、ナタネ、とうもろこし、じゃがいもなど8種類の作物と7種類の食品添加物です。しかし表示義務は重量比などで限られ、重量5%以下であれば対象外となり表示されません。飼料用に輸入されるととうもろこしなども表示対象外です。EUのように全食品が表示されるべきですし許容量ももっと低くするべきです。

・消費者の権利を守る

2013年6月末これまでのJAS法、食品衛生法、健康増進法をまとめ食品表示法が成立しました。具体的には成立から2年以内に原材料や添加物栄養成分などの表示方法の統一が図られ

ます。遺伝子組み換え食品など産地表示が明確にできるのが今後重要になります。また、消費者の権利を基本理念にあげていますが、改めて消費者が食品を選択するときに徹底した情報開示ができるのかを伝えていく必要があります。これからもこうした学習会を通して多くの市民の皆さんと提案していきます。

遺伝子組み換え食品表示、日本とEUの比較

食品表示を考える市民ネットワーク

	日本	EU
対象食品	大半の食品が表示の対象外	全食品表示
原料の対象品目	原材料の上位3品目(重量比5%以上)に限定	限定なし
意図せざる混入の許容率	5%	0.9%
外食	表示の対象外	表示の対象、メニューに表示
飼料	表示の対象外	表示の対象
わかりやすさ	「使用」「不分別」「不使用」の表示のほか、表示なしがあり、使っているか否かがわからない	「GMO表示」または表示なし(表示なしは不使用)